建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第２項において準用する同法第17条第２項の規定による

立　入　検　査　証

発行者　　印

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第53条　国土交通大臣は、判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対し判定の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所に立ち入り、判定の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　第17条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第56条

２　第42条第１項及び第43条の規定は登録について、第42条第２項及び第３項、第44条並びに第46条から第54条までの規定は登録建築物エネルギー消費性能評価機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第53条第１項（第56条第２項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第53条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

**様式第六十六**（第七十八条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

［様式を加える。］

登録建築物エネルギー消費性能評価機関業務休廃止届出書

年　月　日

国土交通大臣　殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称　　印

代表者の氏名